

新潟市契約公告第 54 号

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 8 条の規定に基づき公告する。

令和 2 年 8 月 12 日

新潟市長 中 原 八 一

1 入札に付する事項

(1) 件名

新潟市教育ネットワーク基盤ハウジングスペース賃貸借

(2) 品質・規格など

「新潟市教育ネットワーク基盤ハウジングスペース賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

新潟市教育委員会学務課が指定する場所

(4) 賃貸借期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで（60 ヶ月間）

なお、本件は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札方法

契約初年度分（令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 6 ヶ月分）の金額で入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。よって、入札者が消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税および地方消費税を含まない額）を記載すること。

(6) 予定価格

公表しない

- (7) 最低制限価格
設けない

2 入札参加資格の要件

本件の入札に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者

3 入札手続き等

- (1) 担当部局、問合せ先および契約条項を示す場所

郵便番号 951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地

古町ルフル4階

新潟市教育委員会学務課

電話：025-226-3165（直通） FAX：025-226-0042

E-mail：gakumu@city.niigata.lg.jp

- (2) 仕様書等についての質疑書の提出期限、場所および提出方法

令和2年8月18日（火）12時までに、「3 入札手続き等(1)」に、電子メールにより提出すること。なお質疑は、「2 入札参加資格の要件」を満たしている者に限る。

- (3) 入札参加申請書の提出期限、場所および提出方法

令和2年8月19日（水）12時までに、「3 入札手続き等(1)」に持参または郵送（必着）すること。

- (4) 入札・開札の日時、場所

日時：令和2年8月24日（月）11時

場所：新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 302会議室

4 その他

(1) 入札保証金

新潟市契約規則第 10 条第 2 号により免除

(2) 契約保証金

新潟市契約規則第 33 条および第 34 条の規定による

(3) 入札の無効

次に該当する入札は、これを無効とする。

ア 新潟市契約規則第 17 条第 1 項に規定する入札。ただし、同項第 3 号は除く

イ 入札書の受領期限までに到着しなかった入札

ウ 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

エ その他入札に関する条件に違反した入札

オ 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(4) 落札者の決定

ア 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者またはくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(5) 契約締結において議会の議決を要するための仮契約

不要

(6) 契約書の作成の要否

要